

型式の区分

広告灯

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 光源の種類	(1) 蛍光灯用のもの
	(2) 水銀灯用のもの
	(3) 白熱灯用のもの
	(4) エル・イー・ディー灯用のもの
	(5) その他のもの
(C) 光源の最大定格消費電力（広告灯の場合を除く。）	(1) 60W以下のもの
	(2) 60Wを超え100W以下のもの
	(3) 100Wを超え300W以下のもの
	(4) 300Wを超えるもの
(D) 光源の最大定格消費電力（広告灯の場合に限る。）	(1) 100W以下のもの
	(2) 100Wを超え300W以下のもの
	(3) 300Wを超えるもの
(E) 附属電動機	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(G) 変圧器	(1) あるもの
	(2) ないもの
(H) 使用場所	(1) 屋外のもの
	(2) 屋内のもの
(I) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(J) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET92025-1/1-(end)